さいたま市介護保険
住宅改修費
代理受領取扱事業者
登録研修会

さいたま市福祉局長寿応援部

介護保険課

目次

１　介護保険制度における住宅改修（Ｐ．３～）

・介護保険制度における住宅改修の趣旨

・介護保険制度における住宅改修の基本的な考え方

・介護保険制度における住宅改修の対象となる工事

・被保険者証と負担割合証について

・介護保険住宅改修費の支給について

・支給可能額算定の例外に係る取扱いについて

２　支給申請までの手順（Ｐ．３４～）

・事前申請について

・事後申請について

・領収証について

・介護給付適正化事業のご協力について

３　住宅改修の内容に関する事例（Ｐ．６５～）

・事例１～４

４　事業者の登録について（Ｐ．７１～）

・提出書類について

・今後のスケジュール

１.介護保険制度における住宅改修

介護保険制度における住宅改修の趣旨

介護保険制度における住宅改修は、要介護（支援）状態の方が、可能な限り、在宅で本人の能力を活かし、その有する能力に応じた自立した生活を営むことができるようにすることのほか、家族等、介護をされる方の負担軽減を図ることを目的とした介護給付です。

介護保険制度における住宅改修の基本的な考え方

在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。

一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

↓

保険給付の対象とする住宅改修の範囲は、共通して需要が多くかつ比較的小規模な改修工事とする。

（第１４回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会資料より抜粋）

「個人の資産形成につながらない比較的小規模な工事」であることが大前提となります。

「本人が希望しているから」「本人の生活がより充実するように」ではなく、「本人及び介護する家族のために必要な最低限の改修工事」を行ってください。

したがって・・・

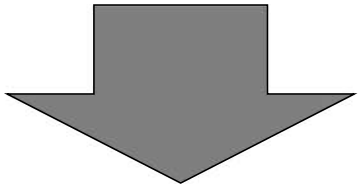

「老朽化に伴う改修」「新築・増築」「日常生活動作に関わらない動線のための工事（ex.仏壇に線香をあげるための仏間への移動や趣味で利用しているアトリエへの移動）」等は介護保険による住宅改修の対象外となります。

介護保険制度における住宅改修
～対象となる工事～

（１）手すりの取付け

（２）段差の解消

（３）滑りの防止及び移動の円滑化のための床材又は通路面の材料の変更

（４）引き戸等への扉の取替え

（５）洋式便器等への便器の取替え

（６）その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

（１）手すりの取付け

住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

なお、貸与告示第七項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

（２）段差の解消

住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関 等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、 浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第八項に掲げる「スロープ」又は購入告示第三項第五号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。 また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工 事は除かれる。

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

（３）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

住宅改修告示第三号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

（４）引き戸等への扉の取替え

住宅改修告示第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく 保険給付の対象とならないものである。

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

（５）洋式便器等への便器の取替え

住宅改修告示第五号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。

ただし、購入告示第一項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当 該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

（６） その他（１）から（５）の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他住宅改修告示第一号から第五号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。

① 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

② 段差の解消

浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

③ 床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための 路盤の整備

④ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤ 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更

被保険者証と負担割合証について

- 被保険者は事業者と契約し、介護保険のサービスを利用する際に、サービス事業者に対して、「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」の２つを提示することになっています。
- 住宅改修の施工を依頼された場合においても、被保険者からの提示を受けることになりますが、提示がない場合については、必ず提示を求め、内容をご確認ください。
- 介護保険被保険者証は表面と裏面で各３欄の計６欄まであり、次ページ見本の被保険者証では、向かって左から（一）欄、（二）欄、（三）欄が記載されています。

※介護認定の有効期間内だとしても更新申請等で被保険者証を回収している（被保険者が持っていない）場合があり、代わりにほぼ同じ内容が記載された資格者証を交付しています。

被保険者証の確認事項

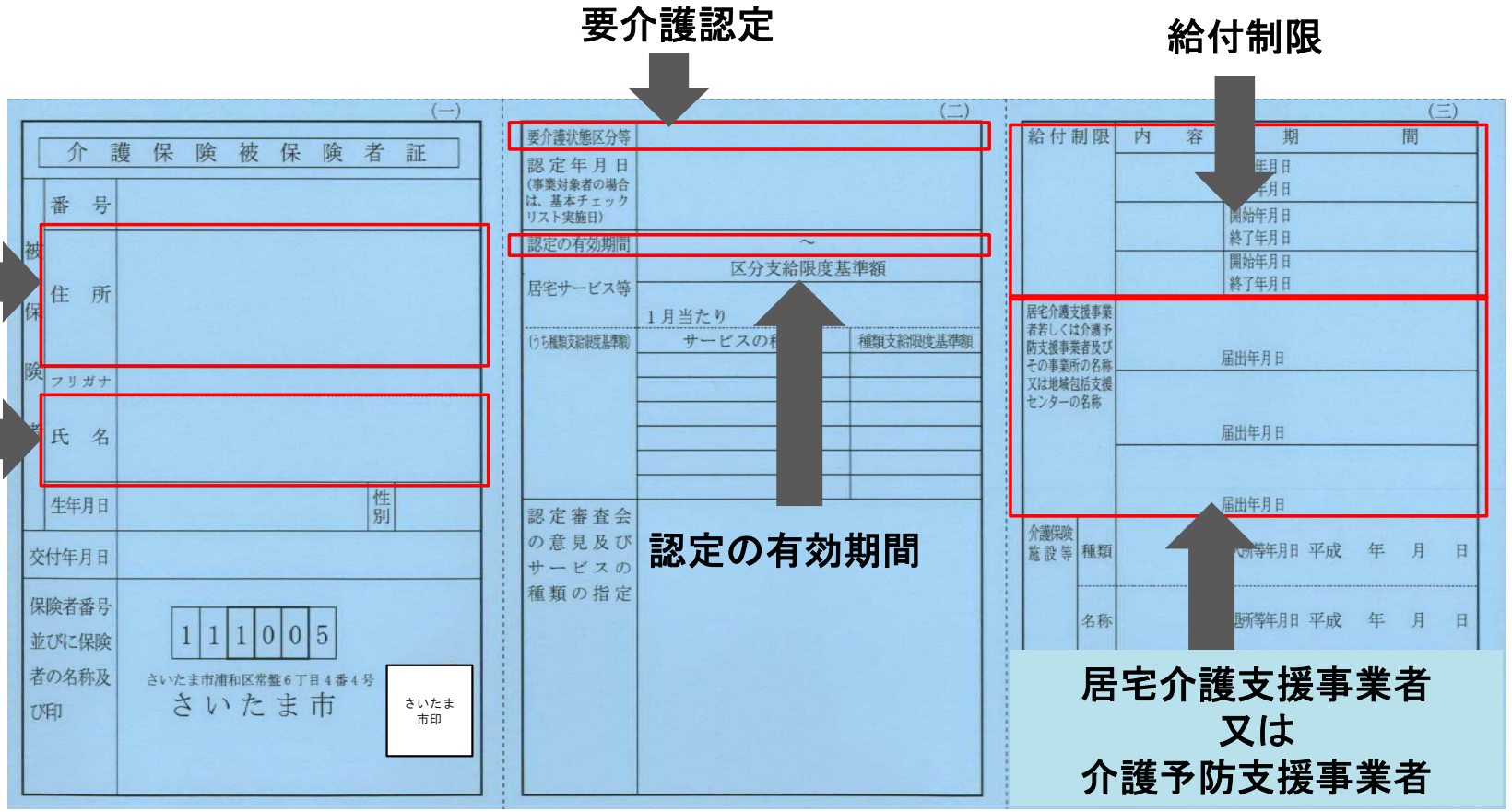
要介護認定
給付制限
住所
氏名
介護保険被保険者証
番号
住所
フリガナ
氏名
生年月日
性別
交付年月日
保険者番号並びに保険者の名称及び印
111005
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市印
要介護状態区分等
認定年月日
(事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)
認定の有効期間
～
区分支給限度基準額
居宅サービス等
1月当たり
種類支給限度基準額
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定
認定の有効期間
給付制限
内容
期間
開始年月日
終了年月日
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称
届出年月日
介護保険施設等
種類
名称
平成 年 月 日
居宅介護支援事業者
又は
介護予防支援事業者

介護保険被保険者証（一）欄

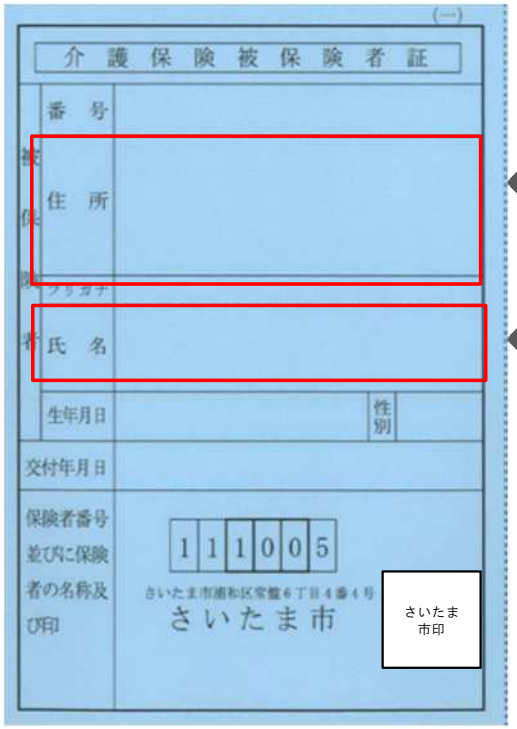

①住所

②氏名

被保険者証（一）欄では、改修を希望する被保険者の住所、氏名などを確認してください。
記載されている住所の住宅が、介護保険の住宅改修の対象となる住宅になります。

介護保険被保険者証（二）欄

①要介護状態区分等

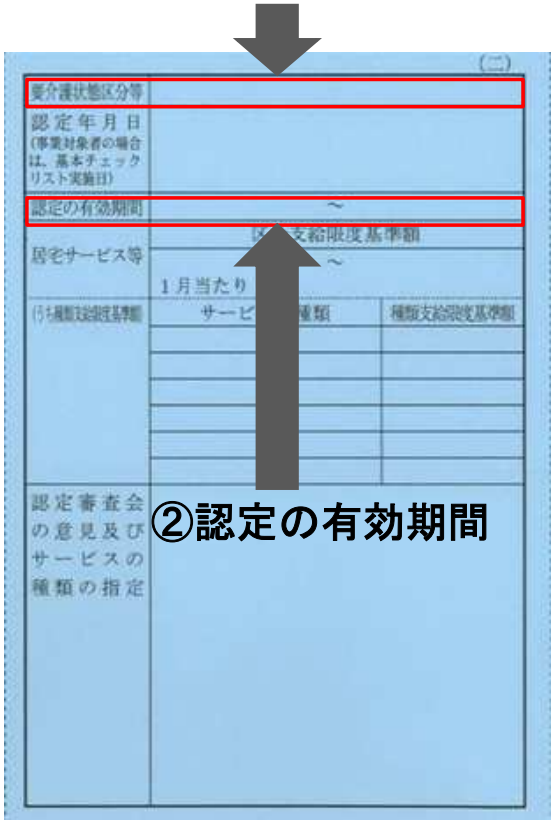

②認定の有効期間

被保険者証（二）欄の一番上の欄に「要介護状態区分等」その２段下に「認定の有効期間」が記載されます。
介護保険被保険者証は、６５歳以上で、要介護度の認定をお持ちでない方にも交付されていますので、必ず要介護状態区分等欄に要支援１、２、または要介護１から５までの要介護度が記載されているか確認してください。
また、利用者が要介護度の認定を受けていて、着工予定日が要介護度の認定有効期間内の場合に、介護保険の住宅改修の対象者となります。
「認定の有効期間」欄に記載されている認定の有効期間内に、住宅改修の「着工予定日」を設定しているかを確認してください。

介護保険被保険者証（三）欄【給付制限】

①給付制限

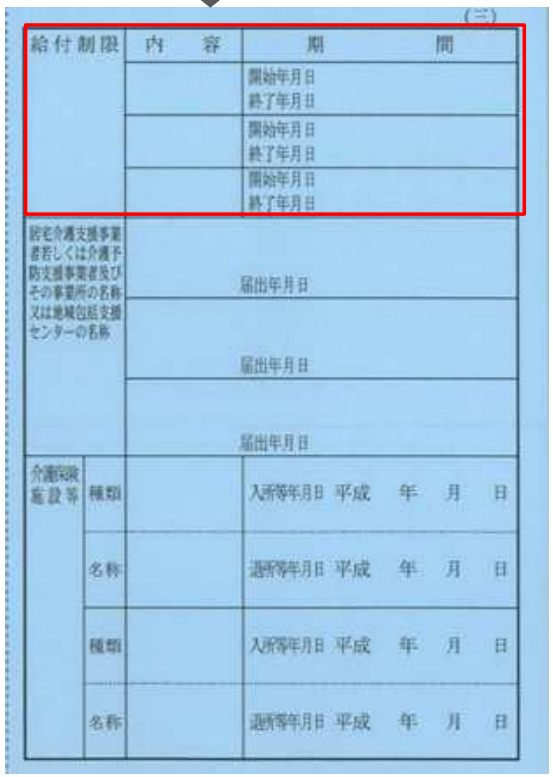

被保険者証（三）欄の上段には給付制限の内容及び期間が記載されます。

給付制限とは、介護保険料を一定期間滞納したものについて、介護保険のサービスに係る給付に制限を設ける措置のことです。

保険料の滞納期間によって、制限内容は異なり、給付制限の処分を受けている利用者は、被保険者証の（三）欄の給付制限欄に記載がされます。

受領委任払い制度を利用できる方は、この給付制限措置を受けていない方に限られるので、この給付制限欄に記載のないことを確認してください。

介護保険被保険者証（三）欄【支援事業者】

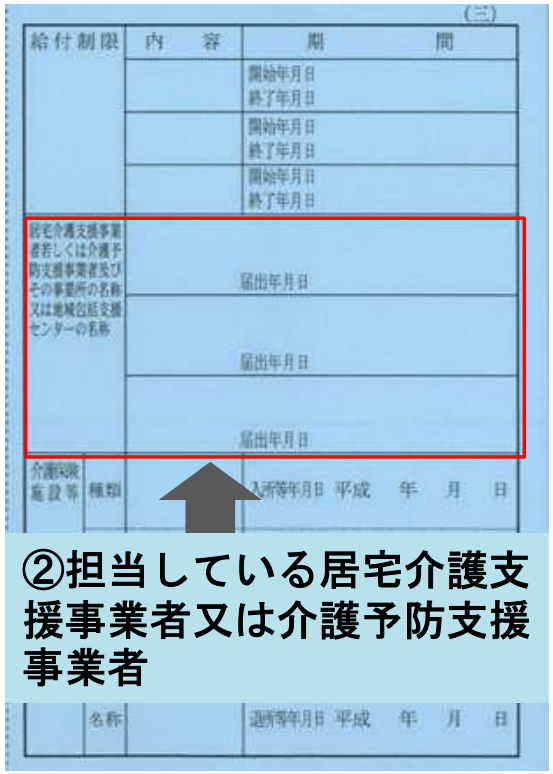

②担当している居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者

被保険者証（三）欄の中段には居宅介護支援事業者あるいは、介護予防支援事業者の名称が記載されています。

被保険者から直接施工依頼や相談があった場合は、記載事業所に、住宅改修の依頼があった旨の連絡をしてください。

また、要介護（要支援）の認定は受けているが、介護保険のサービスをこれまでに利用していない場合などでは、居宅介護支援事業者等の記載がない場合があります。

その場合には、居宅介護支援事業者あるいは、介護予防支援事業者に新規で依頼いただくか、福祉住環境コーディネーターの資格を持つ方等に相談いただいたき住宅改修の申請をお願いします。

介護保険負担割合証

介護保険負担割合証

交付年月日 令和　元年　月　日

被保険者	番号	
	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年　月　日　性別
利用者負担の割合	適用期間	
1割	開始年月日 令和 元年 8月 1日 終了年月日 令和 2年 7月31日 (例)	
割	開始年月日 終了年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	111005 さいたま市	さいたま市印

被保険者証と一緒に提示していただく、介護保険負担割合証です。

介護保険サービスを利用したときの負担割合は原則として所得に応じて決まります。（１割～３割）

さいたま市では、薄紫色の介護保険負担割合証を利用しており、認定をお持ちの方全員に送付しているものですので、住宅改修の相談があった際には、利用者の負担割合と、その負担割合の適用期間をご確認ください。

負担割合の適用は領収日基準となります。領収日時点での負担割合をご確認いただき、利用者負担割合に応じた金額を領収してください。

なお、領収証には完了日以降の日付が記載されることとなりますので、よろしくお願いします。

介護保険住宅改修費の支給について

●支給要件

- 要介護認定を受けている方で、着工予定日が要介護（要支援）の認定期間内であること。
- 住宅改修の対象となる住宅の住所が、介護保険被保険者証に記載されている住所であること。
- 介護保険の対象となる工事であること。

（※施工前の事前申請が必須）

※介護認定の申請がされていることは必須ですが、すでに申請していて未決定の場合や変更申請中の場合など、着工（予定）日時点に介護度が決定していなくても受付が可能です。

介護保険住宅改修費の支給について

●支給金額

居宅介護住宅改修費（上限２０万円）

・１回の改修費用が２０万円に満たない場合は、残った金額を限度として利用可能。

・例外的に再度２０万円の改修費用まで利用できるケース

→要介護状態区分が３段階以上あがった場合（Ｐ．３０参照）

→引越しをした場合（Ｐ．３１、３２参照）

介護保険サービス費に係る保険給付費の支給方法

【償還払い】

・利用者が、指定介護サービスを受けたときは、利用者に対し、当該サービスに要した費用について、利用者の保険給付割合に応じた保険給付費が支払われる。

ただし、一定の要件を満たす場合は・・・（次ページ）

【現物払い（受領委任払い）】

・保険者は、利用者が指定介護サービス事業者に対して支払うべき、サービスに要した費用についての保険給付費について、利用者に変わり、サービス事業者に支払うことができ、当該支払いがあったときは、利用者に対し、介護サービス費の介護給付費が支払われたとみなす（代理受領）。

介護保険サービス費に係る保険給付費の支給方法

一定の要件とは

- 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス事業所から指定居宅サービスを受けたとき

- 当該居宅要介護被保険者が指定居宅介護支援を受けることにつき、あらかじめ保険者に届け出ている場合

- 当該指定居宅サービスが居宅サービス計画の対象となっている場合

など

介護保険サービス費に係る保険給付費の支給方法

～介護保険住宅改修費代理受領取扱事業者の登録要件～

・さいたま市が行う介護保険住宅改修費代理受領取扱い事業者登録説明会を受講し、修了した者、または受講する見込の者

・介護保険における住宅改修費の支給対象工事内容及び当該支給に係る受領委任払い制度等について、十分な知識があること

介護保険サービス費に係る保険給付費の支給方法

～介護保険住宅改修費受領委任払いの利用者要件～

・介護保険料の滞納等による給付制限を受けていない方

・住宅改修費の受領委任払いの支払い方法について、代理受領取扱い事業者の同意が得られている方

償還払いと受領委任払いの概要

●利用者負担割合１割の場合

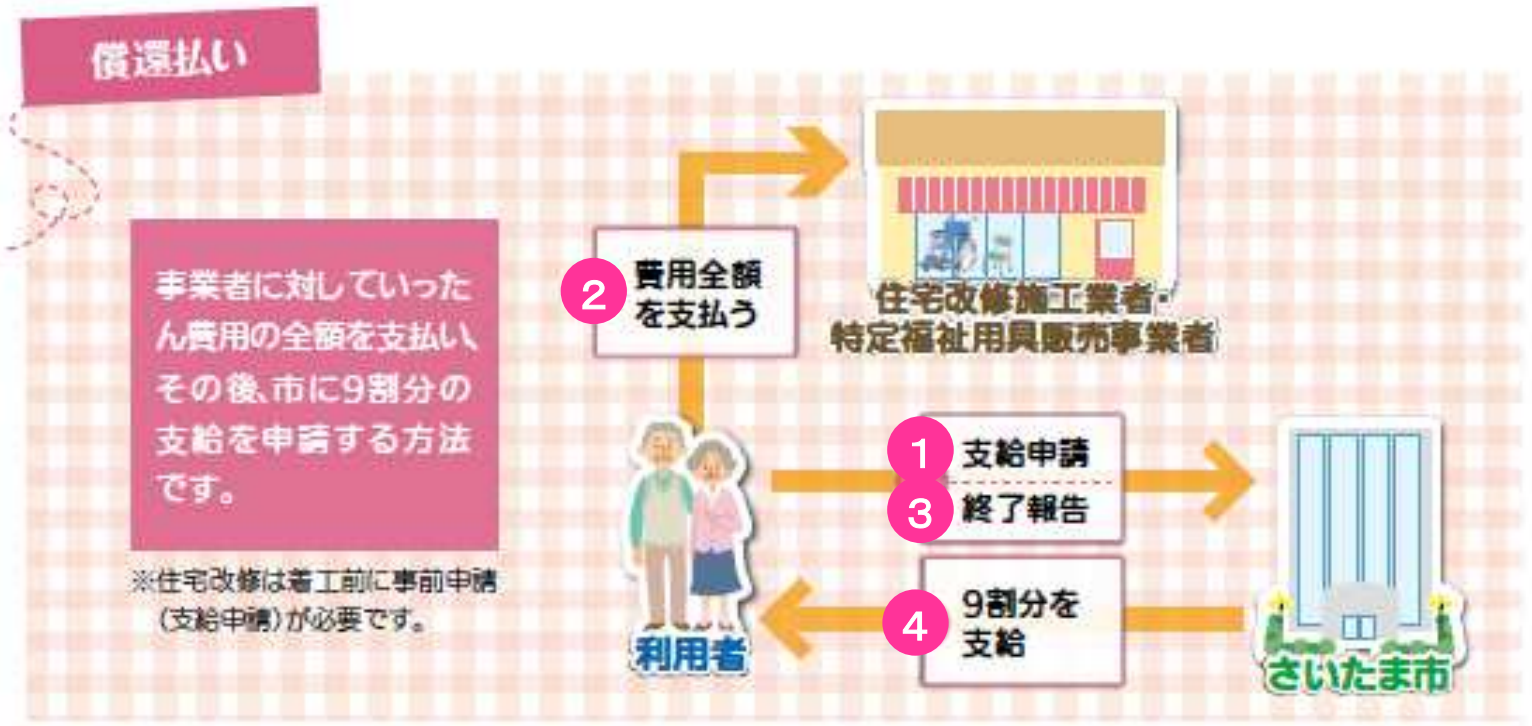

償還払いと受領委任払いの概要

●利用者負担割合１割の場合

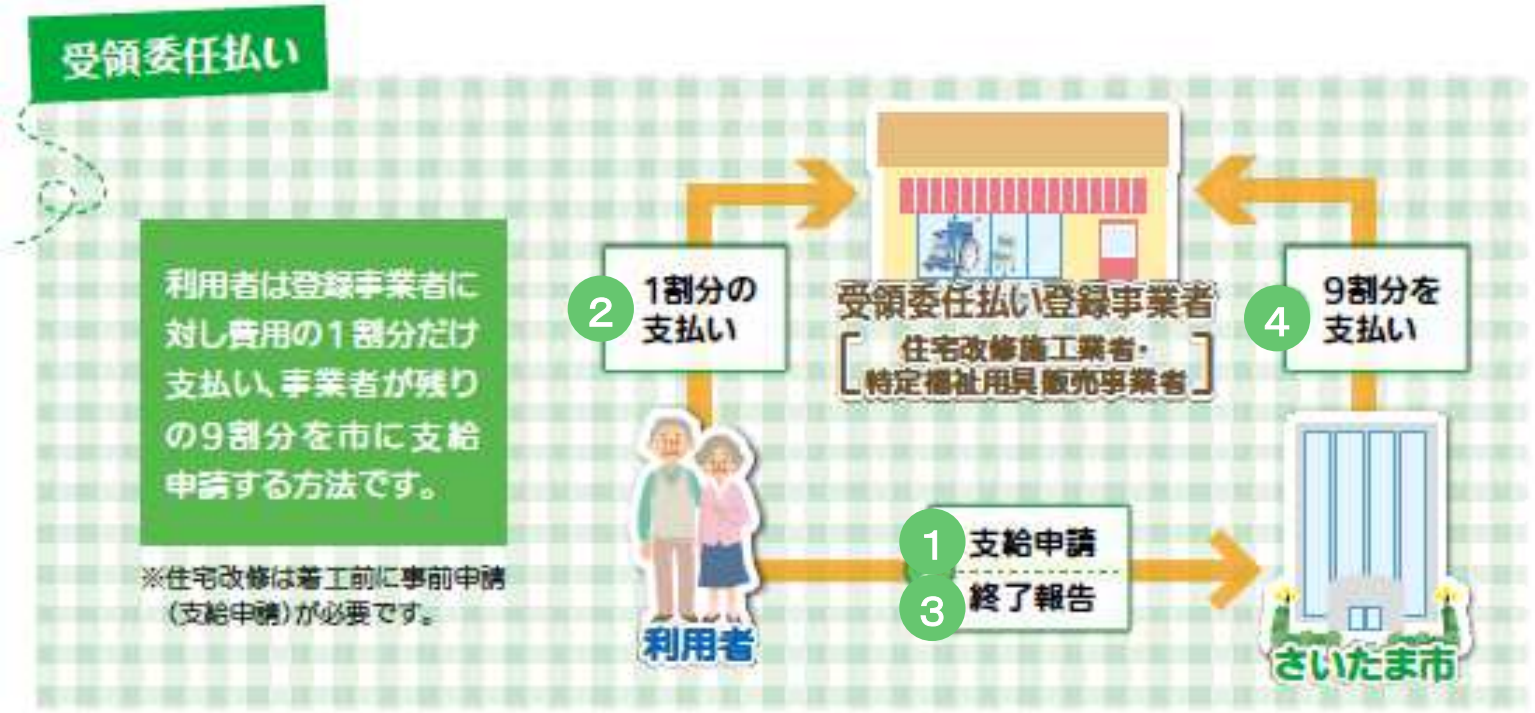

支給可能額算定の例外に係る取扱いについて

● 例外的に再度２０万円の改修費用まで利用できるケース

・要介護状態区分が３段階以上あがった場合

（例）①　要介護１の認定を受けて、
はじめて２０万円の住宅改修を実施。
②　その後要介護４の認定を受けた場合、
再度２０万円の住宅改修が可能。

要介護１ → 要介護４

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第１段階	要支援１
第２段階	要支援２・要介護１
第３段階	要介護２
第４段階	要介護３
第５段階	要介護４
第６段階	要介護５

※要支援２と要介護１は同じ段階と判断するので注意!!

支給可能額算定の例外に係る取扱いについて

●例外的に再度２０万円の改修費用まで利用できるケース

・引越しをした場合

引越し

A宅
①A宅で２０万円の住宅改修済

B宅
②B宅で２０万円の住宅改修が可能

支給可能額算定の例外に係る取扱いについて

●例外的に再度２０万円の改修費用まで利用できるケース

・引越しをした場合　ただし、再度転居前の住宅に戻った場合は・・・

②引越し

④引越し

A宅

B宅

①A宅で１５万円の住宅改修済

⑤A宅では５万円の住宅改修が可能

③B宅で２０万円の住宅改修済

介護保険住宅改修費
代理受領取扱い事業者への支払い

●振込予定日　終了報告書が提出された翌月２９日

※２９日が閉庁日の場合は前開庁日となります。

●振込額　支給費用対象額の保険給付割合

９割（一定以上所得者の場合、８割または７割）

２.支給申請までの手順

住宅改修費の支給申請までの手順

- 改修箇所の相談・検討
- 施工業者の選択・見積依頼
- 事前申請
- 工事前確認通知の送付（区役所から被保険者宛に送付します）

  ※申請工事内容が保険給付の対象となる旨の承認の通知です。
- 住宅改修の着工
- 改修費用の支払い
- 終了報告書の申請
- 住宅改修費の支給

事前申請の提出書類について

【申請書類】

- 住宅改修費支給申請書（別紙３）
  - ・被保険者本人の個人番号が確認できる書類（郵送は写し可）
  - ※　代理人の申請の場合
    - ・委任状（別紙４）　・代理人の身元確認書類（郵送は写し可）
  - ※　受領委任払いによる支給申請の場合
    - ・居宅介護住宅改修費代理受領委任状（別紙５）
- 住宅改修理由書（別紙６、７）
- 住宅改修見積書（別紙８）
- 介護保険住宅改修箇所計画図等（別紙９）
- 撮影日入り住宅改修前の写真（別紙１０）

保険者は提出された書類等により、
保険給付として適当な改修かどうか確認しています。

申請書類の掲載先（別紙１）
事前申請必要書類チェックシート（別紙２）

【別紙１について】
さいたま市ホームページから申請書類と記入例のダウンロードができます。

【別紙２について】
申請に係る書類の提出前に確認いただくためのチェックシートです。区役所へ申請前にご利用ください。

支給申請書について（別紙３）

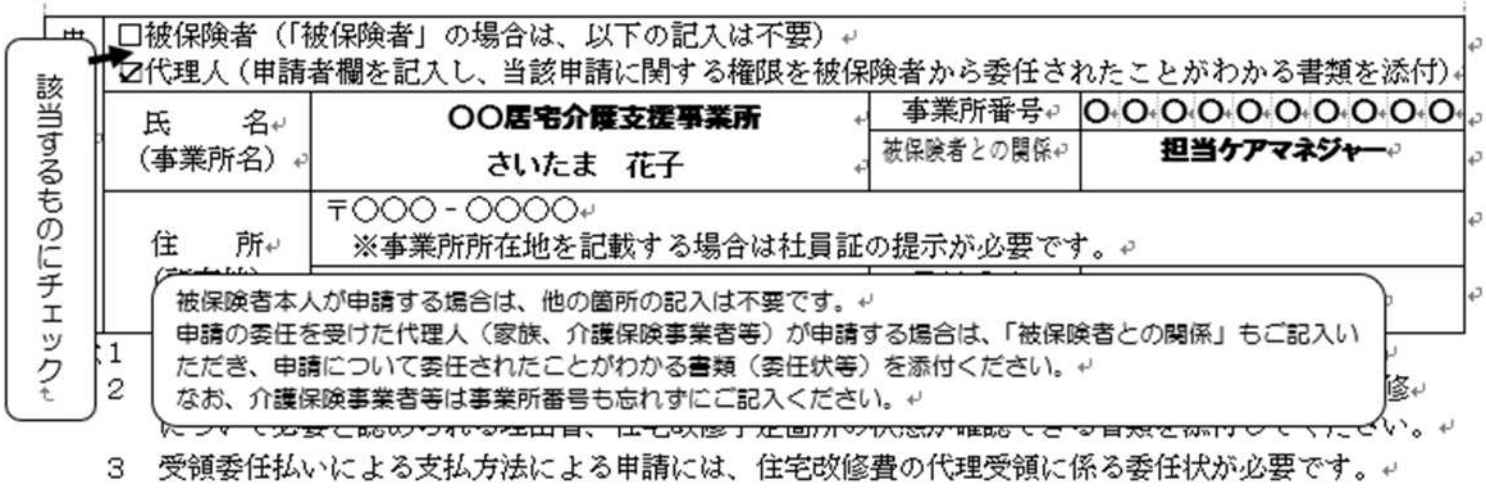

こちらは別紙３の支給申請書の記入例の申請者欄を抜粋したものです。
こちらの欄に記載いただく申請者は、被保険者又は委任状に記載された代理人の方となります。窓口に申請に来られる方が申請者となりますので、必ず申請者（窓口に来られた方）の身元確認ができる証明書を持参してください。
また、申請者欄には事業所名・事業所番号についてもご記入いただくとともに、代理人の氏名も必要となります。なお、住所の欄は、事業所の所在地でも構いません。

委任状（別紙４）
居宅介護（介護予防）住宅改修費代理受領委任状（別紙５）

【別紙４について】
申請についての代理権を確認するための「委任状」の参考様式です。委任状についての書式に規定はありませんので、同様の内容であれば手書きでも構いませんが、委任者の署名または記名押印漏れの無いようご注意ください。

【別紙５について】
受領委任払い制度を利用する場合には、居宅介護（介護予防）住宅改修費代理受領委任状を提出いただくことになります。こちらは、代理受領についての委任を確認する書類です。
なお、償還払いの場合はこちらの用紙は不要です。

住宅改修理由書について

理由書の作成者は、居宅サービス計画等を作成する担当のケアマネジャーです。例外的にケアマネジャーが理由書を作成することが困難な場合に限り、一定の資格を持つ者（地域包括支援センターの職員、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験２級以上のその他の有資格者）の理由書作成を認めていますが、ケアマネジャー以外が理由書を作成する場合は、事前申請書類の提出の際に、有資格者であることがわかる証明書等（写しも可）を提示してください。この場合、理由書作成者と介護支援専門員双方で十分に連絡調整を行うことをお願いしています。

理由書の内容に基づき、工事見積書の作成や施工をしていただくことになります。
ただし、住宅の物理的な障害により施工ができない場合などの判断や代替案、また、理由書に不明な点がある場合などにつきましては、ケアマネジャー等理由書作成者に確認して、意思の疎通を図ってください。

住宅改修理由書１ページ目（別紙６）
住宅改修理由書２ページ目（別紙７）

【別紙６について】
なぜ被保険者にとってその住宅改修が必要なのか、その改修でどのような効果が得られるのかなどの視点で、ケアマネジャー等が被保険者の状態、状況を総合的に勘案し記録、作成する書類です。
「利用者の身体状況」、「介護状況」、「住宅改修により利用者等は日常生活をどう変えたいか」などを記録します。

【別紙７について】
現に居住する住宅における被保険者の「改善しようとしている生活動作」と「具体的な困難な状況」、「改修の方針」そして「改修項目」などが記載されており、ケアマネジャー等が作成するものです。

住宅改修理由書に基づく住宅改修見積書　記入例（別紙８）

【作成にあたっての注意点】

- 別紙８については参考様式となりますので、同様の内容の記載があるものであれば、独自に作成したものでもかまいません。
- 見積書には「被保険者名」、「住所」、「日付」、「担当者」、「事業所所在地」及び「事業所名称」をもれなく明記してください。
- 「住宅改修の種類」は※１のとおり、種類を数字で明示してください。

住宅改修理由書に基づく住宅改修見積書　記入例（別紙８）

【作成にあたっての注意点】（続き）

- 「写真等番号」は、工事の対象となる箇所の写真や図の番号を記載してください。
- 「商品名・規格・寸法等」は、製造メーカー・商品名・規格・寸法などの詳細を記載し、材料名等は極力専門用語を避け、分かりやすい表記にしてください。

※例えば、「手すり施行工事一式」などでは、工事内容の適否について審査ができません。そのため、材料費と施工費などについては、適切に区分してください。

住宅改修理由書に基づく住宅改修見積書　記入例（別紙８）

【作成にあたっての注意点】（続き）

- 「介護保険対象部分」については、材料の部品ごとに数量や長さ、単価等を明確に記載し、その工事範囲を明示してください。
- 見積書には、「介護保険の給付対象となる住宅改修工事」のみの金額を記載してください。

※介護保険給付対象外の工事も一緒に行う場合に、見積書に給付対象外の工事部分の内容が含まれていることがあります。この場合、介護保険の住宅改修対象の工事部分と対象外の工事部分の見積もりを分かるように明記してください。

「付帯して必要な工事」について

（別紙８　左下参照）

介護保険では「手すりの取付け・段差の解消・床材の変更・扉の取替え・便器の取替え」の各改修工事に付帯して必要な工事も保険給付の対象となります。

「付帯して必要な工事」の対象となるもの

■　手すりの取り付けのための下地補強
■　浴室の床の段差の解消に伴う給排水設備工事
■　床材の変更のための、下地の補修や根太の補強
■　扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
■　便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く。）
■　便器の取替えに伴う床材の変更

※「付帯して必要な工事」についても、見積書には、別紙８の「見積（内訳）書【良い例】」のように分けて記載するようにしてください。

介護保険の対象にならない工事について

（別紙８　右下参照）

介護保険の対象とならない工事の例

- 新築や増改築に伴う改修
- 老朽化や物理的・化学的な損耗が改修の理由となる工事
- 下駄箱やタンスなど、家具への改修工事
- 「棚」や「トイレットペーパーホルダー」など介護保険の対象とならない機能が付加された福祉用具（手すりなど）を用いた改修
- 和式便器から暖房機能やウォシュレット機能付便座に変更する際の電気工事
- 洋式便器に暖房機能やウォシュレット機能を追加する工事
- 浴槽の縁の高さを高くする工事
- 布製カーテンへの変更

※上記の他にも、過去に発生した問題のある工事や申請例があります。

（詳細はＰ．６６へ）

介護保険住宅改修箇所計画図について（別紙９）

【作成にあたっての注意点】

・日常生活上の動線及び住宅の状況が分かるように記入してください。

※こちらの様式は参考様式なので、本様式と同様の内容が説明できる他の平面図等の添付があれば、本様式の作成は不要です。

工事箇所写真について（別紙１０）

【撮影にあたっての注意点】

・必ず撮影日を入れて撮影してください。

※日付け表示機能のないカメラで撮影する場合には、工事用黒板や紙に日付等を記入して写真に「写り込む」ように撮影してください。この際、撮影日の文字が明確に分かるように照明等の工夫をお願いします。

※画像を鮮明にする等のデータ加工はしていただいて構いませんが、写真を撮った後に、日付けを付け足す等のデータ修正した写真は認められません。写真は撮影時点の改修箇所の状態の確認のために必要となります。写真データに日付修正を加えることは、日付改ざんを防ぐためにも認められません。

別紙１０の写真日付については、日付が明確に分かるよう加工しましたが、あくまでも本説明会用です。
申請時は一切修正は認められませんのでご了承ください。

工事箇所写真について（別紙１０）

【撮影にあたっての注意点】続き

（事前申請時）写真貼付用紙の上段に改修前の写真を貼り付けてください。

（事後申請時）写真貼付用紙の下段に改修後の写真を貼り付けてください。

※写真は複数枚になっても構いませんので、部品や下地補強などすべて写り込むようにお願いいたします。

工事箇所写真について（別紙１０）

続いて、事例に沿って説明します。

- 別紙１０－１：階段手すり
- 別紙１０－２：　〃
- 別紙１０－３：　〃
- 別紙１０－４：玄関ステップ
- 別紙１０－５：玄関ステップ
- 別紙１０－６：浴室出入り口の手すり
- 別紙１０－７：　〃

階段手すり（別紙１０－１～３）

【撮影にあたっての注意点】

- 上段の改修前写真には、マジックやデータ加工等により、手すり取り付け予定箇所を記載してください。
- 下段の改修後の写真で、ブラケット等の部品数の確認をするため、ブラケット等の部品が、小さすぎたり、陰に隠れたりすることのないように、撮影角度を工夫して、複数枚に分けて撮影してください。
- 別紙１０－２、３のように、目印となる窓等も一緒に入れて撮影してください。

※暗い場所の場合は確認が難しくなりますので、照明をつける等工夫していただき、鮮明な写真での提出をお願いします。

玄関ステップ（段差解消）　（別紙１０－４、５）

【撮影にあたっての注意点】

- （別紙１０－４参照）玄関の段差解消の工事前写真として、改修前の段差部分にメジャーを一緒に写し、段差の状態を確認しやすくしてください。

- （別紙１０－５参照）工事後の写真として、段差解消のために設置した踏み台が固定されているか、金具が確認できるように撮影してください。

※住宅に固定されていないと住宅改修対象ではなくなりますので、必ず固定箇所が確認できるような写真を提出してください。

浴室出入り口の手すり（別紙１０－６、７）

【撮影にあたっての注意点】

- （別紙１０－６参照）取り付け予定位置は「養生テープ」等を貼り、そのまま写真に収めることも可能です。

※扉を開ける等をしていただくと浴室であると確認しやすくなりますので、事例のような写真のご提出をお願いします。

- （別紙１０－７参照）浴室出入り口に段差があるために手すりが必要という場合には、玄関の段差解消時と同様、段差部分をメジャーで表し、段差の状態を確認できるようにしてください。

工事前確認通知書
住宅改修終了報告書について（別紙１１）

事前申請書類一式を区役所へ提出いただくと、区役所にて申請内容を確認し、必要と認められる場合は、別紙１１「工事前確認通知書」を、被保険者宛に郵送いたします。

必ずこの通知が届いてから工事を着工してください。

この通知書は上段が「工事前確認通知書」であり、下段部分が「住宅改修終了報告書」を兼ねております。

終了報告書については、工事完了後の事後申請時に必要となりますので、紛失しないようお願いいたします。

入院・入所中の住宅改修について(別紙１２)

住宅改修は居宅サービスであり、基本は居宅で生活するにあたっての住環境改善を図ることで自立した生活を送ることができるようになることを目的としております。例外として、施行第７５条第２項、第９４条第２項に「やむを得ない事情がある場合の手続き」について示されています。

【やむを得ない事情がある場合とは】
入院または入所者が退院または退所後に居宅での生活を開始するにあたり、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合等、住宅改修を行おうとするときに申請を行うことが困難な場合。

さいたま市の運用としては、住宅改修理由書(入院・入所中用)と(一時帰宅用)を通常の住宅改修の理由書1ページ目に差し替えて提出いただく必要がございます。

住宅改修理由書(一時帰宅用)　(別紙１３)
住宅改修理由書(通常申請時用)(別紙１４)

【別紙１３について】
こちらの理由書は、必ずケアマネジャー等が各区高齢介護課に入院・入所中に住宅改修について相談していただいた上でお渡ししています。
こちらの書類については、被保険者毎にお渡ししておりますので、不使用時に別の方に使い回すことはできません。

【別紙１４について】
別紙１３に加えて、通常の事前申請時の書類の２ページ目にあたる理由書も必要となります。

住宅改修理由書（一時帰宅用）　（別紙１３）
住宅改修理由書（通常申請時用）（別紙１４）

これら３つの理由書（別紙１２～別紙１４）と申請書、見積書、写真、委任状、代理受領委任状が事前申請書類一式となります。ケアマネジャー等から区役所へ提出いただくことになります。

また、終了時の添付書類として退院日が分かる書類（領収書など）が別途必要になります。
なお、在宅復帰できなかった場合は支給対象外となりますのでご注意ください。
施工業者におかれましては、理由書をもとに見積書を作成いただくことになりますので、入院中の理由書については参考としての説明になります。
理由書を元に、工事箇所や物理的に工事が可能か確認ください。

事前申請に対する審査の観点について

①被保険者の身体状況と住宅の状況及び生活状況から適正か否か。

例１

左側の麻痺があるが、手すりを左側につける申請

例２

１階に寝室やリビングがあり、２階への階段の手すりをつける申請

生活の中で必要と認められる改修か、現在の身体状況を考慮し自立した日常生活へつながる改修かという観点で審査を行います。

②告示に該当するか

例１

段差解消の工事について、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれます。

例２

洋式便器等への取り替え工事について、暖房便座、洗浄機能等の付加は除かれます。

支給申請の提出書類について

【事後申請における必要書類】

①「住宅改修終了報告書」

②　領収書原本

③　工事前後の写真

「住宅改修終了報告書」に、もれなく記入のうえ、領収証原本と事後の写真を添付してください。

これらの書類をもとに、保険給付として適当な改修が行われたのか確認させていただきます。

領収書について

負担割合ごとの自己負担額の例（※1）
支給対象費用額（※2）が100,000円の場合

	１割負担	２割負担	３割負担
自己負担額	10,000円	20,000円	30,000円

工事前確認通知書に記載の「支給対象費用額」に対して、
その方の負担割合に応じた金額の領収書を発行してください。
（※1）領収書記載日の負担割合で判断
（※2）２０万円が限度

また、領収書には被保険者のフルネーム、完了日以降の日付を記載してください。

領収書の計算例①

負担改修金額が200,000円の工事例

	１割負担	２割負担	３割負担
保険給付額	180,000円	160,000円	140,000円
自己負担額	20,000円	40,000円	60,000円
領収書	20,000円	40,000円	60,000円

上記表のとおりの領収書が必要です。

領収書の計算例②

負担改修金額が230,000円の工事例

	１割負担	２割負担	３割負担
保険給付額	180,000円	160,000円	140,000円
自己負担額	支給対象額 20,000円 支給対象外 30,000円	支給対象額 40,000円 支給対象外 30,000円	支給対象額 60,000円 支給対象外 30,000円
領収書	1枚発行 50,000円（※1） 2枚発行 20,000円 30,000円	1枚発行 70,000円 2枚発行 40,000円 30,000円	1枚発行 90,000円 2枚発行 60,000円 30,000円

（※1） １割負担時の領収書について
１枚の領収書を発行する場合は、50,000円の領収書を発行いただくことになると思いますが、この場合、「介護保険適用分20,000円」、「介護保険適用外30,000円」と内訳を必ず記載ください。
２枚の領収書を発行する場合は、負担割合にあたる「20,000円の領収書」と介護保険適用外分の「30,000円の領収書」を発行していただくことになります。領収書は２枚ともご提出ください。
（２割、３割時も考え方は同様です。）

領収書の計算例③

負担改修金額が108,043円の工事例（少数点以下の端数が生じる場合）

	１割負担	２割負担	３割負担
保険給付額	97,238円	86,434円	75,630円
自己負担額	10,805円	21,609円	32,413円
領収書	10,805円	21,609円	32,413円

小数点以下の端数が生じる場合、まずは保険給付額を算出し小数点以下の端数を切り捨てます。
その後、支給対象額から保険給付額を除いた額が自己負担額（=領収書額）となります。

介護給付適正化事業について

さいたま市では、介護給付適正化事業として住宅改修の点検を行っております。
対象は全ての住宅改修に対し実施するものではございませんが、事前申請受付後や、事後申請受付後、審査のために必要だと判断した場合に行います。

実際に職員が被保険者の居宅を訪問し、現地確認を行います。
その際には施工業者様にも立ち会いのご協力をお願いする場合がございます。

３.住宅改修の内容に関する事例

過去に発生した問題事例

①事前連絡なく、事前申請の工事と異なる工事 (例)事前申請時はＬ字型手すり、事後申請時はＩ字型手すりの施行
②事前申請の見積書に記載してある部品の数量と異なる数量での工事 （例）手すり設置工事において、ブラケットの数が異なる
③新築・増改築工事 （例）ウッドデッキや居室を新たに作る工事

工事内容が変更になる場合は、必ず着工前にケアマネジャー及び区役所へ連絡が必要です。また、このような事態にならないように、事前見積段階で、住宅の状況や生活状況及び身体状況を確認ください。被保険者本人にも、事前申請と異なる場合は支給対象外となる旨の説明をお願いいたします。
介護保険の住宅改修では、事前の申請どおりの工事実施が原則です。

住宅改修のＱ＆Ａ

《事例１　手すり》

Ｑ. ２階にある寝室に移動するために、階段に手すりをつける工事は給付対象か?
Ａ. まずは１階に寝室を移すことが可能かを検討してください。２階にしか寝室を設けることができない等の特別な事情がない限りは対象外です。

Ｑ. リハビリのために廊下に手すりを取り付ける工事は対象か?
Ａ. リハビリ目的の工事は対象外です。また、日頃使用頻度の少ない場所において手すりの取り付けを行うことは財産形成とみなされ、こちらも対象外です。段差の解消においても同様の考えです。

《事例２　段差の解消》

Q. 居室、台所、トイレなど全ての入り口に敷居の段差があり、段差解消のため、廊下全てを嵩上げして段差解消をしてよいか?

A. 段差解消は、敷居の撤去、スロープ設置が一般的に想定されます。また、トイレや浴室のように狭い部屋では嵩上げといった施工方法も考えられますが、広い面積を嵩上げする場合、過剰工事の可能性があります。被保険者保護の観点からも、他の施工方法も比較検討した結果、最終的に嵩上げを選択することになった明確な理由がなければ認められません。その経緯については理由書に明記してください。

Q. ガレージから室内へ移動する際に、段差の解消で踏み台を設置したい。その場合、運転席側と助手席側からでも移動しやすいようにガレージ全体の段差をカバーできる踏み台を設置は可能か?

A. 住宅改修は全ての動線での移動を可能にすることを目的には行われておりません。したがって、このケースでは運転席側か助手席側のどちらかの移動に限定して、必要な範囲の踏み台の設置工事が認められます。

《事例３　床材の変更》

Q. フローリングが老朽化した部分の補修も対象か?
A. 単に老朽化が理由の工事は対象外です。

Q. 畳の居室にベッドを置くためにフローリングに改修する工事は対象か?
A. 床材の変更は以下２点が目的です。
・滑りの防止　・移動の円滑化
したがって、ベッドを置くことを目的とした工事は対象外です。

Q. 車椅子の移動において、円滑化を目的に門までの通路全体の舗装工事は対象か?
A. 基本的に車椅子の幅にあたる部分（約１ｍ程度）のみが対象です。なお、コンクリートでの舗装が基本です。

それ以上の幅で改修する必要がある場合
・進路変更の際に、方向転換（曲がる）するスペースが確保できない
・体格の大きな方で特別な車椅子を使用している
などの場合、理由書に具体的理由を記載していただく必要があります。

《事例４　扉の取り替え》

Ｑ. ①車椅子が通れるように間口を広げる
　　②ドアノブを回転式からレバー式にする
　　このような工事は支給対象か?
Ａ. ①については、間口の拡張は住宅改修の項目にないため対象外です。
　　②については支給対象です。

４.事業者の登録について

介護保険住宅改修費代理受領取扱事業者の登録について

【提出書類】

（１）介護保険住宅改修費代理受領取扱い事業者登録届出書（様式１）

※　届出者は事業者（法人名）とし、事業所は該当の事業所を記載

例 届出者：◎◎株式会社　代表取締役〇〇〇

事業所：◎◎株式会社 埼玉営業所 所長●●●

（２）介護保険住宅改修費代理受領取扱い誓約書（様式２）

（３）登記簿謄本（全部事項証明書）又はこれに準ずるもの

介護保険住宅改修費代理受領取扱事業者の登録について

【届出書の提出期限】

令和８年９月７日（月）まで※郵送の場合、当日消印有効

【届出書の提出先】

・郵送　〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４
　　さいたま市役所介護保険課　宛

・窓口　さいたま市役所介護保険課までご持参ください。

・E-mail　kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp

※件名を**「介護保険住宅改修受領委任払いの登録について（法人名）」**としてください。

【登録期間】

令和８年１０月１日～令和１１年９月３０日

介護保険住宅改修費代理受領取扱事業者の登録について

【受講確認】

アンケートへの回答及び必要書類３点の提出をもって登録・更新が行われます。

どちらか片方のみでは登録・更新が行われないため、ご注意ください。

【チェックリスト】

- □　アンケートへの回答
- □　介護保険住宅改修費代理受領取扱い事業者登録届出書（様式１）
- □　介護保険住宅改修費代理受領取扱い誓約書（様式２）
- □　登記簿謄本（全部事項証明書）又はこれに準ずるもの

今後のスケジュール
～登録届出書の提出後～

【アンケート・提出書類の受付期間】

令和８年８月３日(月)～令和８年９月７日(月)

※必要書類３点の提出についても令和８年９月７日（月）まで受け付けます。

【登録証の送付】

９月下旬から順次送付予定

【受領委任払い事前申請受付開始】

令和８年１０月１日（木）から申請受付

さいたま市福祉局長寿応援部　介護保険課